

徳山敬猛 『農業子孫養育草控』 (文政七年)

神 立 春 樹

(1)

まえがき

本稿は、本誌前号(第十四卷第一号)掲載の拙稿「徳山敬猛『農業子孫養育草』(文政九年)」の補遺にあたるもので、同書の草稿ともいふべき文政七年の『農業子孫養育草控』を翻刻し、文政九年の同書との比較対照を行なうものである。

前稿で述べたごとく、この『農業子孫養育草』はつとに「有用の農書」として世に紹介されている農書であるが、前稿では同書が『農業全書』(宮崎安貞著、元禄十年刊行、これは当代の最も權威のある農書であった)からの大巾な引用によつてなりたつていゝるものであり、オリジナリテイはきわめて乏しいことをあきらかにした。本稿は、たまたま徳山家文書中にある、同書の草稿ともいふべき『農業子孫養育草控』(文政七年、徳山敬猛著)を翻刻し、これが同書とその内容において著しく異なるものであることをあきらかにするものである。

このように、前稿と本稿とによつて、『農業子孫養育草』なる農書は、その内容が『農業全書』に酷似している個所からなつていゝること、同書と其の草稿とが内容を著しく異にしていゝることをあきらかにしたのであるが、このことを通じてつぎのごとき検討すべき問題を摘出し得るであらう。第一は、草稿とはその内容が著しく異なる同書の成立する経緯、草稿では全く言及されることのなかつた『農業全書』の大巾な引用によつて同書が

成立する経緯である。第二は、同書は『農業全書』に酷似した個所からなり、オリジナリティにきわめて乏しいが、それにもかかわらずそれを除いたあとにわずかに残る独自の叙述、あるいは内容を著しく異にするといえ、草稿と同書をつらぬく著者徳山敬猛の関心事である。

このような問題を検討することによつて、『農業子孫養育草』という一農書が、そのようなものとして成立する過程をあきらかにし得るものと思われる。前稿と本稿はこのような課題を設定するための作業なのである。ここに設定された課題の追究は、別稿において行いたい。(附記参照)

翻刻にあたって

- 一 底本は岡山大学附属図書館所蔵徳山家文書中の『農業子孫養育草控』(徳山敬猛著、文政七年三月)である。
 - 一 底本の文体、仮名づかいは原本のままとした。ただし変体仮名はひら仮名に改めた。
 - 一 底本の漢字は新字体に、異字は現在の字体とした。
 - 一 漢文体の部分はそのままとし、返点のないものは()をつけて記入した。
 - 一 句読点をつけ、清濁はそのままとした。
 - 一 底本の誤記と思われるものは右側に(ママ)と入れ並記した。
 - 一 行間記入箇所は()をつけ、本文に組込んだ。また、割注は活字を小さくして一行書きとした。
- 『農業子孫養育草』との比較対照
- 一 これには本誌前号掲載の翻刻本を用いた。ページ数は同誌のそれを示す。
 - 一 この翻刻本の底本にみられた大きな脱落部分は他によつて補註で補っているが、本稿では本文にくみ込んである。また重複部分は省いてある。

農業子孫養育草控

農業子孫養育草

農業子孫養育草序

先大父本名清延翁は、子孫爲相統、稚子遺教抄を著述し給ふ。……

以下省略。一七一―一七四ページ

それ農業は国家の大本なり。^(補註)上ミ天子より下庶人に至るまで生を養育する五穀を作り出して納るものなれば、是天下の宝といふものなり。故に古へ聖賢の政事にも耕作を根元とし給ふといへり。^(ママ)本朝にても神代のむかし天照太神御田作の事を執行ハセ給ひ、亦御ミつから神衣を織給ふ。歌にもいたつらに世になすさミそはたとのに神さへミそをおると聞にも。又人代の始つかた本朝中興神君神功皇后武内の臣に勅し、土地をひらき神田を作らしめ給へり。諸越にも天子自藉田を耕給ひ、王ハ一揆、公ハ三揆、郷ハ九揆、大夫ハ二十七揆、庶人は千畝を終とかや。わか朝人皇十代崇神天皇の十二年九月始授人民更

抑農業ハ国家の大本なり。^(補註)上天子より下庶人に至るまで、生を養育する五穀を作り出して納るものなれば、是天下の宝といふものなり。故に古へ聖賢の政事にも耕作を根元としたまふといへり。神代の昔天照太神御田作の事を執行ハセ給ひ、亦御ミつから神衣を織給ふ。歌にも、徒に世になすさミそはたとのに神さへミそをおるときにも又人代の始つかた本朝中興神君神功皇后武内の臣に勅し、土地をひらき神田を作らしめ給へり。諸越にも天子自藉田を耕たまひ(民の力をかりて耕を藉田と云)、王ハ一揆、公ハ三揆、郷ハ九揆、大夫ハ二十七揆、庶人ハ千畝を終とかや(周礼一揆ハ、冬田を

科調役とあり、又三十四代推古天皇二年春二月、
 聖德太子奏聞有て、国々へ勅使を下され、百姓に蒔
 仕付の時節、土地相応する物、并作りたて様を教さ
 せ給ふ。三十七代孝德天皇記に町段の数、租庸調の
 こと詔有て、四十八代称德天皇の御宇、大臣吉備公
 勅宣を奉し、天下の百姓に大小の麦を植させられた
 り。何れも蒔うゑの時を失ひ、ミのりよからず。爰
 において五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁十一年藤原冬
 嗣公勅をうけて播種の時後れさるやうを告示させ給
 ふ。是より耕作の令制頻りに行ハレ、山沢原野ひら
 け荒亡の地なく、耕作の道盛なり。されは、諸作多
 き中に分て麦種の両種は陰陽相応の草にて、五穀の
 中の長たり。両種の成熟を考ふるに、十月農功終て
 諸作取収、うゝるものあらさるに、此月麦を蒔入事
 陽氣地中に萌故なり。十一月中冬至地雷復の時一陽
 初て地上に起り初る頃、麦ひとり生世、十二月地沢
 鯉二陽、正月地天泰三陽、二月雷天大壮四陽、三月
 沢天夬五陽、如此段々陽気につれて成長し、四月乾
 爲天の時陽極て熟し、其地乾たるは陽なり。又蒔う

王自未を持一度起返させ給ふ、終とハ何れも推揆の
 数終りて其跡を百姓請取作る也。尽く上天子より農
 を学ひ給ひ、明堂に九室あるも井田の制を以爲之と
 なり。故に漢の文帝先王の法にしたかひ、自ら天下
 の農夫に先立ちて作り給る物を以て天地神明の粢盛
 に供給ふ。我朝人皇十代 崇神天皇の十二年九月、
 始授人民 更二科調役と有。又三十四代推古天皇
 二年春二月聖德太子奏聞ありて国々へ勅使を下され、
 百姓に蒔仕付の時節土地相応する物并作りたて様を
 教させ給ふ。三十七代孝德天皇記二町段の数租庸の
 事詔有て、四十八代称德天皇の御宇大臣吉備公勅宣
 を奉し、天下の百姓に大小の麦を植させられたり。
 去れと蒔植の時を失ひ稔りよからず、茲に於て五十
 二代嵯峨天皇の御宇弘仁十一年藤原冬嗣公勅を請ケ
 て播種の時後れさる様を告示させ給ふ。是より耕作
 の令制頻りに行ハレ、山沢原野開らけ荒亡の地なく
 (耕作の道盛なり。されば諸作多き中に分て稲麦の
 両種は陰陽相応の草にて五穀の中の長たり。両種の
 成熟を考ふるに十月農功終りて諸作取収、うゝへるも

るハ男にて、陽の物育やしなふに陽を以てす。麦の陽草たる事斯のことし。都て草木とも春生して秋収るに、麦はかり初夏に収るは陽徳を考ふへし。又稲ハ五月中夏至天風姤の時、一陰初て来て苗を移し、六月天山遯二陰、七月天地否三陰、八月風地觀四陰、九月山地剝五陰、斯のごとく月毎に一陰づ、地下より上るに随つて生立、十月坤爲地の時陰極りて実のる。其水田の坤なるは陰なり。とりうへるハ女にて、陰の物やしなひそたつるに陰を以てす。稲の陰草なる事如斯。易ハ諸こしの帝王伏羲氏初て乾兌離震巽坎艮坤の八の卦をなし、一切萬物の理是にもる、事なし。今其理を以考ふるに、稲麦陰陽の物農の根本なるを以て、生熟の時右のごとく卦爻にかなひて有難き事なり。麦ハ本よりあからミ、稲は穂より赤らむは、天地陰陽自然の道理なり。凡五穀其外萬の野菜に至るまで、天地人三身の力を得て成熟するなり。周天の数三百六十五度四分度の一にて、日輪ハ昼ハ上をめくり、夜は地下をめくりて健々として無息時、地是にしたかひ、五行の氣内にめくりて、

(5)

のあらざるに、此月麦を蒔入る事陽氣地中に萌故なり。十一月中冬至地雷復の時一陽初て地上に起り初る頃、麦ひとり生出、十二月地沢臨二陽、正月地天泰三陽、二月雷天大壯四陽、三月沢天夬五陽、如此此段々陽気につれて成長し、四月乾爲天の時陽極て熟し、其地乾けるは陽なり。又蒔うゆるは男にて陽の物育やしなふに陽を以てす。麦の陽草たる事如斯。都て草木とも春生して秋収るに、麦ばかり夏四月収るによりて四月の異名を麦秋ともいへり。稲は五月中夏至天風姤の時一陰初て来て苗を移し、六月天山遯二陰、七月天地否三陰、八月風地觀四陰、九月山地剝五陰、斯のごとく月毎に一陰づ、地下より上るに随つて生立、十月坤爲地の時陰極りて実のる、其水田の坤なるは陰なり。とり立るは女にて陰の物養ひ育たつるに陰を以てす。稲の陰草たる事如斯。易はもろこしの帝王伏羲氏初て乾兌離震巽坎艮坤の八の卦をなし、一切萬物の理是に漏る、事なし。今其理を以て考ふるに稲麦陰陽の物農の根本なるを以て生熟の時右の如く卦爻に於て有難き事なれ共、農家其

少も不^レ息して万物を生育するなり。然るに天地と徳を一にする人として其業を励さらんや、五穀の種をうゝるは人なり、生育するハ天地の生々なり。然とも種をおろすはかりにて、人耘耕肥せさ（れハ）不熟たるなり。天地の徳と人の力と合されハ出来ぬなり。天地の生々ハ一時も絶間なし。人不勤故に不熟多し。人は子の刻より寅の刻まで臥休むものなれハ何ほど働ても天地にはおよはぬなり。何れも此道理を能々合点して昼夜怠なく勤へし。農すはかゝる尊き事なれば、賤しき下司わきなど、露おもふへからず。

所以を知らず、只占法の事のミ覚へ陰陽消長の理を明らかにし、耕作の道も此理ニかないたる事を弁へさるにより、麦畑生ヒ立治るの時を卦爻に表して農業の大切なる事を知らしむる也。麦の刈旬亦らむ事根元より色付て穂ハ後に赤らむ也。是ハ陽氣上るに随ひ程根本より熟る也。稲の色付事ハ穂より赤らミ、葉ハ次に黄はミ、藁ハ後に熟る。是ハ八九月二なれハ陰氣盛にして冷なる氣を請けるにより穂より赤らむ。右陰陽の理を能々考ふべき也。凡五穀其外万の野菜に至る迄天地人三歳の力をへて盛熟する也。周天の数三百六十五度四分度の一にて、日輪は昼ハ上をめぐり夜ハ地下を回りに健々として無^二息ム時^一、地是ニ随ひ五行の氣内に回りに少も不^レ息して萬物生育する也。然るに天地と徳を一にする人として其業を励さらんや、五穀の種をうくるハ人なり、生育するハ天地の生々也。然共種を下ろす斗りニて人耕耘肥しせされハ不熟する也。天地の徳と人の力と合はざれハ出来ぬなり。天地の生々ハ一時も絶ゆる間なし。人不勤故に不熟多し。人ハ子の刻より寅の刻迄臥休

むものなれば、何程働ても天地にハ及バぬ也。去れ
 ハ此道理を能々合点して怠りなく勤べし。さすれハ
 天地の恵ニて水損ある年も旱損ある年ニても、人の
 田よりハ我田ハ能熟して取り入る也。此理ハ農に限
 らす万事に心得あるべし。皆勤慎なり。

(7)

爰に眞嶋郡東萱部村石賀清教伯州日野郡香田氏産也天
 資無病堅固篤実にして農術を好ミ、田畑を開発し、
 土地相応の種植の道を能弁へ、農具を撰ミ照降を考
 へ、誠に犁一擺六を尽し、天命に率ひ、朝には星を
 戴て起、夜半に寝、九夏三伏の炎天を不厭、玄冬素
 雪の寒を凌ぎ、無間斷其業に倦す。然るに近年畑
 田開発の心組有之といへとも、当村の儀ハ水上近く
 累年用水無数、旱魃の年ハ古田すら動ハ水不足して
 作物不熟多し。さるによつて、いぬる未の春堤普請を
 人皇十代崇神天皇六十二年秋七月詔 曰 今河内狭山植田
 水少、是以其多開池溝以寛民業、冬十月造依網池、
 十一月作荻坂反折池、六十一代垂仁天皇三十五年秋九月
 河内国作高石池茅浮池、冬十月作倭狭域池及迹見池、是歲

令^レ諸國^ノ、多^ク開^キ池溝^ヲ、數^ハ八^ハ百^ニ、以^テ農^ヲ爲^ス事^ト、因^テ是^レ百姓^ヲ富^ク、天^下大^平也^ト。日本書紀見エタリ如^シ、是^レ有^リ勅^令、爲^ス農業^ヲ、池溝^ヲ開^キ玉^ヲ事^ト著^明。

発起して 勝山侯え奉願たれハ、御見分の上堤修固すへき旨命を蒙り、究意の地を撰ミ、数多の人歩を集め、若干の入用にて数日土砂を運ひ、自身にも粉骨細身して荷ひけれハ、諸人歩是に励されて勢力を尽し、汗水に成て働けるほとに、其功空しからずして秋の末に至り堤全く成就し、水湛て濫滴たる湖水に異らす。心なき身にも琵琶湖の有さまを思ひ出られ、湖面朦朧として遙かに飛ふかもめ千鳥、宛画なせるかごとく、西南ハ崇々たる山林松柏いや深く生ひ繁り、東北には茅部野てふ勝景を面下に見晴し、其気色賞然として広き事むさし野の逃水も斯やと思ふ計成けらし、時にお、けなくも 国君より清教かいさを、称し給ひ、冥加至極面目をほとこしける。されハ日をつミ月を歴て農功なれ、衣食乏しからざるは、偏稼穡を服勤せし誠心天地の道にもかなひけるにや。嗚呼大哉農の徳万代不易信すへし。尊むへ

きものなり。

右ハ此ほとはるのつれくゝなるまゝに清教の成功を恐し、つたなき言の葉をのへ、農業子孫養育草となつて、ろむのよしあしを弁へたる人に見せはやと思ふにはあらず、只希くハ清教志節功勞をもて子孫にさちを与し大恩を恐悦して、農事怠りなく家業如成先祖大菩薩と信仰せは、育草はひこりて、ひこはへのひこ孫、鶴の孫亀の孫まで幾代相續せよかしと思ふ而已六賢々々

干時文政七年春三月

徳山敬猛

六十二歳

農業農事農業
農功農術農業

(9)

一 農業全書ハ元禄の昔筑前宮崎安貞翁、四十余年農民を友として自ら心力を尽し手足を勞して農事を營ミ播種の道に委しく、……

以下省略。一四〇〜一六八ページ

ひさかたの天の狭田あめの長田に五ツのたなつもの、種をうゑしめたまひしより、歳々に秋のたり穂のゆたかにミのりて、蒼生のやすく穂にすめるも昔たなつもの、恵にしもあれば、古より伝る道のおおかんめる中／＼に、すくれて尊ふときハなりはひの道になもありける。こゝに茅部のさと人石賀清教には常になりわひをこのまして、浅茅生ふる広き荒野をうちひらきていくはくの田となし、あるハまかせやる水乏しきとて、よほろの人をあまためしつかひて新にうなてをほりて、朝よひに其つとめをはけまされたるこゝろはえをほめまひらせて、徳山の大人此ひと巻を書あらハして育草となつけ送られたるも、浅からぬゆかりある家にしあれば、猶行すえも永くひさしく業へかしとこひねかハる、大人の、まめやかなるこゝろさしなりき。こたひやつかれにおく書せよともとめらるゝにまかせて、愚かなる筆を添へはりぬ。かくいふハ福田の宮につかふまつる藤はらのしけゆき。

跋

千早ふる神代にハ天の邑君を定め給ひて穀物の、種を狭田長田に植しめ給ひしより、代々生ひはひこほりて芦原の中津洲も安国と豊かに饒ひて外ツ国に勝れて芽出度 大御国とそなれりける。然か有を今の世二なりてハ田作る事は賤の男の業となん思ひ誤れる人もあハあれと、久方の天か下の泰平なるも国家の安く穏なるも皆多那津もの、稔りゆたけき恵ミよりぞ起りたる事にしあれば、世の中の人ことわざ繁きなるにも、殊二尊ふときハ此農の道二なんあける。襲二つくしの国人宮崎安貞、貝原篤信大人のものしおかれし文ミニも、春の田の耕より秋の田の刈穂を廬にとり納る迄をつはらに書あらハせると雖も、其国所二よりてきむさとあた、かさのけちめも聊あれハ、天か下をを一筋二も論ひかたくとなんありける。此むねを徳山敬猛主深く考へて年し／＼農の道に心を尽し身をはたかしめて、此里に能叶ひてあき

の稔りの助となるへきすへを、自ら心み知りて其趣を懇ろに書あつめて、子孫養育草となん号て永く伝て農に幸を得ん事を謀られけるハ、いとしまめやかなる心はへ二なんありける。此文すら子孫の八十連属迄もはらに守らひて農の道たに勤め勤るものにして、あらハ、一粒の種より千稲五百稲のおひたち茂りて、年毎ニ幸ひを得て朝な夕なに飯炊く烟も厚く立続きて、新巢の凝烟の八束たる迄家富栄へなむ事しるくそありける、己敬猛主の近き友かきなれハ其故を一件書添へてよと求めらるゝに任せて、いな舟の否とも謂ハす、愚かなる筆を取る。

文政十とせといふとしのはす中の四日。かくいふハ福田の宮二つかへます藤原の重行。

補註

『農業子孫養育草控』、『農業子孫養育草』のこの個所は、早川正紀著『久世條教』（寛政十一年）の「勸農桑」の個所からの大巾な引用である。なおこの書は、小林久磨雄編『吉備文庫』第五輯（一九三〇年、山陽新報社印刷部発行）において翻刻されており、以下はそれによる。（二一七ページ）

勸農桑

一、夫農業こかひのわざは國家の大本也、神代のむかし天照大御神みづから神衣を織給ふ。然れば大神さへかくのごとくなれば、まして下々の人かしの間もおこたるべけれや。歌にも「いたづらに世になすさみそ、はたとの神さへみそをおると聞にも」御田作の事も又御世話なされし事あり。如此の事をかみとしてはたらきつとむべし。もろこしにも天子自藉田を耕給ひ民の力さかりて耕を藉田といふ、王は一揆、公は二揆、卿は九揆、大夫は二十七揆、庶人は千畝を終とや。周礼一揆は冬田を王自來を持一度起返させ給ふ、終にはいづれも推揆の數終て其跡を百姓請取作る也、ことごとく天子が農を尊び給ひ、明堂に九室あるも井田の制を以て爲之と也。

故に漢の文帝先生の法にしたかひ、みづから天下の農夫に先だちて作り給へるものをもちて、天地神明の稔盛に供給ふ。皇后もみづから蚕桑を以祭の服を繰て奉り給ふ。わが朝、人皇十代崇神天皇の十二年九月始校^二人民更科調役とあり、又三十四代推古天皇二年春二月、聖德太子奏聞有て、国々々々勅使を下され、百姓に蒔仕付の時節土地相應する物並に作りたて様を教へさせ給ふ。三十七代孝德天皇紀に、町段の數租庸調のこと詔有て、四十八代称德天皇の御宇、大臣吉備公勅宣を奉じ、麦は乏をすくふ穀の最もよきものなりとて、天下の百姓に大小の麦を種させられたり、其後耕し種るといへども、蒔うえの時を失ひ、みのりよからず、爰におゐて五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁十一年藤原冬嗣公勅宣をうけて、播種の時後れざるやうを告示させ給ふ。

日本後記に見えたり是より耕作の令制頻に行はれ、山沢原野替くひらけ、荒亡の地なく、耕作の道日に盛なり、かゝる尊き事なれば、農桑を下司わざなど露おもふべからず。

されば諸作の多き中に分て麦稻の両種は、陰陽相應の草にて、又穀の中の長たり、是を以て両種の成熟を考ふるに十月農功終り諸作取収らる、ものあらざるに、此月麦を蒔入事は陽氣地中に萌故なり。十一月の中、冬至三三三地雷復の時、一陽初て地上に起り初る頃、麦ひとり生出。十二月三三三地沢二陽。正月三三三地天泰三陽、二月三三三雷天大壮四陽、三月三三三沢天決五陽、如此段々陽氣につれて成長し。四月三三三乾爲天の時陽極りて熟し其地、乾けるは陽なり。此時うゝるは男にて陽の物育やしなふに陽を以てす。麦の陽草たる事かくの如し。都て草木とも春生して秋収るなり。麦はかり夏四月収るによりて、四月の異名を麦秋ともいへり。稲は五月中夏至三三三天風姤の時一陰初て来て苗を移し、六月三三三天山遯二陰、七月三三三天地否三陰、八月三三三風地觀四陰、九月三三三山地剝五陰、かくの如く月毎に一陰つ、地下より上るに随て生立、十月三三三坤爲地の時陰極りて実のる。其水田の坤なるは陰なり。とりうつるは女にて陰の物やしなひそだつるに陰を以す。稲の陰草たること如斯、易はもろこしの帝王伏羲氏、初て三乾三兌三離三震三巽三艮三坤の八の卦をなし。一切萬物の理是にもなる、事なし、今其理を以考ふるに、麦は陽の物、稲は陰の物、農の根本なるを以て此両種の生立みのる時、右のことごとく卦爻にかなひて有難きことなれども農家其所以をしらず。た、

占法のことのみ覚へ、陰陽消長の理を明らかにし耕作の道も此理にかなひたる事を弁へざるにより、右のこたく麦稲おひたちおさまりの時を卦爻にあらはして農業の大切な事を知らしむるなり。麦の刈句赤らむ事、根本より色付て穂は後に赤らむなり。是は四月純陽にて陽氣上にはまるゆへ、胃根根本よりあからみ、穂の青交りなるを、刈句として刈は実入能して取実多く稲蒔付にも手廻しよし。稲の色付事は穂により赤らみて、葉は次に黄ばみ、藁後に赤らむ、是は秋八月九月の頃は次第に陰氣盛にして露結で霜となり冷なる氣を請るにより、穂より赤らむ也。依て葉色黄ばみ、本藁の青き内刈取事稲の刈句也。凡五穀其外、萬の野菜に至るまで、天地人三歳の力を得て成熟する也。周天の数、三百六十五度四分数の一にして、日輪は昼は上をめぐり、夜は地下をめぐりて、健々として無^一息時、地是にしたがひ、五行の氣内にめぐりて、少も不息して萬物を生育する也。然るにその天地と徳を一にする人として其業を励まざらんや。五穀の種う、るは人なり。生育するは天地の生々也。然ども種をおろすばかりにて、人耘り耕し肥しせざれば実不熟、天地の徳と人の力と合ざれば出来ぬなり。天地の生々は一時も絶間なし。人不勤故に不熟する也。人は子の刻より寅の刻まで臥休むものなれば、何ほど働てもとても天地にはおよばぬ也。されどこの道理を合点して怠なく昼夜勤むべし。さすれば天地の恵みにて水損ある年にてても早損ある年にてても人の田よりは我田はよく熟して取入る也。此理は農に不限、工商共に同じ道理なり。

蚕桑の業を勧めんため先の年桑苗を植させて桑茂りたらば蚕をかはしめんとおもひしに、其後つらく考ふるに、この美作はあしきならひにて、赤子を間引事あり、故に人数不足して田畑荒地ある程なれば、蚕をかふまでには人の手足らざる事と覚ゆ、近來赤子間引やみたれば、凡二十年のうちには人数まし、手余荒地も起返すべし。その節に至りなほ桑も大に茂るべければ、蚕の業を勤むべし、海なき国には蚕の業を勤る事むかしよりの教え也、かならず捨べからず。

このように『農業子孫養育草』は『久世條教』からの大巾な引用を行なっているが、この事情について簡単に記しておきたい。

『久世條教』は天明七年から享和元年の間、久世代官であつた早川八郎左衛門正紀が寛政十一年に著した農民への教諭書で、まえがき部分のあと、勸農業、敦孝弟、息争訟、尚節儉、完賦税、禁洗子、厚風俗、それに中備笠岡小寺清先による久世條教序からなる。早川代官赴任当初の美作幕府領の村々は生産と風俗との荒廢が

著しく、早川代官は自ら回村して赤子間引きの禁止や質素儉約、農事奨励を説き、農民教化につとめたが、その教諭内容が『久世條教』として出版された（『岡山県百科辞典』の「久世條教」、という。この農民教化の柱となるものとして郷校典学館を設立している。この学館には都講、都講補のほかには世話役、世話掛が置かれたが、「風俗の維持に努め農桑の奨励に当る」世話掛のひとりに、徳山周藏（敬猛）が任命されている（永山卯三郎『早川代官』一九二七年 による）。早川代官は農民教化のほか、地域産業の振興につとめるなどしたが、その政治は松平定信の寛政改革を範とする概して保守的なものであった、しかし地域の現実に適合し、農民の風俗刷新に及ぼした影響は大きく名代官として広く民衆に慕われた（前掲百科辞典の「早川正紀」、という。享保元年「村内並隣村教諭」に任命された周藏は、それ以前から早川代官に接しており（前掲『早川代官』の「早川正紀年譜」には、寛政六年に「十一月 書記通證土金之伝を書して徳山周藏に与ふ」とある）、この正紀の教えに共鳴し、村民にひろめている（徳山家文書中に寛政十三年一月「村中休日減少発起并熟読之事」がある）。この『農業子孫養育草』に大中にとり入れられるにいたる一所以はここにあるといつてよいであろう。

附記

本稿執筆後、「徳山敬猛著『農業子孫養育草』（文政九年）について」（山田龍雄等編『日本農書全集』第二十九巻）一九八二年一〇月 農山漁村文化協会 所収）において、本誌前号と本号での翻刻、対比照合等の作業を通じて設定した課題の検討の方向を整理した。さらに、ここに設定した課題を検討した「近世一農書の成立」なる小論を脱稿し、近く発表の予定である。

なお、本書および本書草稿の原本の解説にあたっては、中野美智子（本学附属図書館古文獻担当専門調査員）、倉地克直（本学文学部日本史教室）両氏をはじめ少なからぬ方々からの御助勢をいただいた。ここに謝意を記す次第である。

〈Materials〉

“Nōgyōshisonyashinaigusa-hikae”

by Yoshitake Tokuyama, 1824

Haruki Kandatsu

予所著農業を國家に大に功ありよ、天の
 下に庶人よりわたりて生や養育する、又穀を
 出〜〜物ありあは是天下の富なりよの
 たり故に古に重寶れ政事をも耕は根は
 志ありとてかたて種代のむ〜 天恩を耕田
 他は事や地所せ給ふ家御〜〜種家と